



2023年11月21日

各 位

会社名 株式会社 イメージワン
代表者名 代表取締役社長 川倉 歩
(コード番号 2667 東証スタンダード)
問合せ先 取締役管理部長 大野 雅弘
(TEL 03 - 5719 - 2180)

(開示事項の経過) 第三者委員会に対する委嘱業務追加に関するお知らせ

当社は、今般、新たに発覚した追加疑惑等に係る調査を行うため、下記2記載のとおり、第三者委員会に対する委嘱業務の追加に関して決定しましたので、お知らせいたします。なお、本開示において用いる略語等は、特に断らない限り、2023年10月16日付け適時開示「第三者委員会設置に関するお知らせ」における定義と同一の意味を有するものとします。

記

1. 第三者委員会の設置及び調査の実施

2023年10月16日付け適時開示「第三者委員会設置に関するお知らせ」で開示しましたとおり、当社は、対象取締役（島岡潤氏及び山川太郎氏）が、当社取締役在任中（島岡潤氏については当社代表取締役にも在任中）に、不正な行為を行った疑い（本件疑惑）があるとの内部通報を受け、同日、当社から独立した立場で、客観的かつ専門的に事実を調査・究明することを目的として、日本弁護士連合会の「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」に準拠した、外部の専門家から構成される第三者委員会を新たに設置し、本件疑惑に係る調査を委嘱しました。現在、第三者委員会による調査が実施されております。

2. 第三者委員会に対する委嘱業務の追加について

当社は、今般、再生バッテリーを事業用ポータルバッテリーとしてリユースレンタルする環境配慮型の事業に関する取引について、当社の取引先から、取引先の税務調査において当該取引の目的物の実在性に関する重大な問題（以下「本件追加疑惑」といいます。）があった旨の2023年11月6日付通知文書を受領しました。当社は、当該取引先との間でレンタル契約を締結しており、当該取引先との取引額は月額50万円（2023年10月迄に合計1,000万円を支払済）であり、契約締結から5年後に目的物を当社が買取りをする場合には買取金額合計が8,000万円となる旨が記載されております。取引先からの通知文書によれば、島岡潤氏が関係する2社が関与していたとのことですが、当該取引において、当社とこれら2社との間に直接の取引関係はありません。なお、当社と当該取引先との間で契約が締結されたのは、島岡潤氏が当社代表取締役及び当該取引を所管する事業部長に在任中のことであり、その後、山川太郎氏が2023年4月1日から職務執行停止がなされた同年9月29日までの間、当該事業部長に在任しておりました。

そこで、当社は、第三者委員会設置の目的の一つとして、「本件疑惑に係る事実関係」に加え「その他不正な行為の有無の調査」を定めているところ、今般、発覚した本件追加疑惑及びその類似事案（以下「本件追加疑惑等」といいます。）に係る調査につきましても、第三者委員会に対する委嘱業務として新たに追加し、本件疑惑とともに調査を実施することを決定しました。

3. 業績に対する影響について

本件が当社の業績に及ぼす影響については、現在のところ明らかではありませんが、判明し次第、速やかにお知らせする予定です。

4. 今後の対応について

当社は、第三者委員会による調査に対して全面的に協力し、早急に調査を進めてまいります。

また、本件追加疑惑等の調査を実施することとなったため、第三者委員会より、調査報告書の受領は、早くとも2024年1月中旬となる見込みであるとの回答を得ておりますので、第40期（2023年9月期）の決算発表は、第三者委員会の調査報告書を受領した後に決定し次第、速やかにお知らせすることになります。

したがって、当社は、2023年12月に開催予定の定時株主総会において株主の皆様へ事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果の報告をすることができず、また、第40期（2023年9月期）の有価証券報告書等につきましては、企業内容等の開示に関する内閣府令第15条の2第1項に規定する有価証券報告書等の提出期限延長に係る申請なども含めて検討する予定であります。

第三者委員会による調査の結果、明らかとなった事実関係等につきましては、第三者委員会より調査報告書を受領し次第、速やかに開示いたします。

以 上